

個室ユニット型 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 市川三愛 ご利用料金

令和3年4月1日現在（1日あたり）

5級地（10.45円）

利用者の 要介護度	基本利用料 ※注1	利用者負担金 1割	利用者負担金 2割	利用者負担金 3割
要介護1	6,813円（652単位）	682円	1,363円	2,044円
要介護2	7,524円（720単位）	753円	1,505円	2,258円
要介護3	8,286円（793単位）	829円	1,658円	2,486円
要介護4	9,007円（862単位）	901円	1,802円	2,703円
要介護5	9,708円（929単位）	971円	1,942円	2,913円

※上記の基本料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改訂された場合は、これらの基本料金も自動的に改定されます。

負担段階一覧

負担段階 第2段階	居住費／820円	食費／390円	（1日あたり）
負担段階 第3段階	居住費／1,310円	食費／650円	（1日あたり）

※負担限度額認定証をお持ちの方はご提示ください。

※当施設は社会福祉軽減事業施設に登録いたしております。

その他ご負担して頂く料金（介護保険対象外）

居住費（個室1日あたり）	2,900円（所得に応じて減免あり）
食費（1日あたり）	1,900円（所得に応じて減免あり）
持ち込み電化製品電気料（1か月あたり）	1,500円
保険証等管理費（1か月あたり）	1,500円
日常生活に係る手数料（1か月あたり）	1,500円
通院・外出時の送迎	200円／km
外出時（病院受診等）の付添い 職員1名につき	2,000円／時間
行政手続き代行費	実費
理美容費	実費
行事・外出行事費	実費
コピー代	1枚10円
健康診断他医療費	実費
その他	介護保険適用外のサービスは実費

※お食事の内訳は朝食600円、昼食700円（おやつ代込）、夕食600円となっております。

その他の各種加算料金（要件を満たす場合、上記の基本料金に以下の加算料金が含まれます。）

加算の種類	加算要件	加算単位数
看護体制加算Ⅰ（1日につき）	常勤正看1名以上配置	4単位
看護体制加算Ⅱ（1日につき）	常勤換算で看護職員2名以上配置	8単位
夜勤職員配置加算Ⅱ（1日につき）	夜勤時間帯に1か月平均で配置基準+1名配置	18単位
外泊時費用（月6日限度）	入院等外泊した場合	246単位
初期加算（1日につき）	入居日から30日間及び1か月以上入院後の再入所から30日間	30単位

排泄支援加算Ⅳ（1月につき）	排泄に介護を要する入居者で算定要件を満たす場合	100単位
褥瘡マネジメント加算Ⅲ（1月につき、3月に1回を限度）	褥瘡のある入居者で、算定要件を満たす場合	10単位
配置医師緊急時対応加算	早朝・夜間の場合	650単位
	深夜の場合	1,300単位
個別機能訓練加算Ⅰ（1日につき）	常勤の機能訓練指導員を配置	12単位
個別機能訓練加算Ⅰ（1月につき）	計画の内容等の情報を厚生労働省に提出している等	20単位
療養食加算 （1日3食を限度として1回につき）	糖尿病等で定められた疾患に対して医師の食事箋で食事を提供した場合	6単位
経口移行加算（1日につき）	経管栄養から経口で食事を進める入居者で、算定要件を満たす場合	28単位
経口維持加算Ⅰ（1月につき）	経口から食事を摂取する入居者で、算定要件を満たす場合	400単位
経口維持加算Ⅱ（1月につき）		100単位
口腔衛生管理加算Ⅰ（1月につき）	入居者の口腔ケアで、算定要件を満たす場合	94単位
口腔衛生管理加算Ⅱ（1月につき）		110単位
若年性認知症入所者受入加算（1日につき）	若年性認知症入居者を受入れ、算定要件を満たす場合	120単位
認知症専門ケア加算Ⅰ（1日につき）	認知症の入居者に対して、算定要件を満たす場合	3単位
認知症専門ケア加算Ⅱ（1日につき）		4単位
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束を未然に防ぐための取り組みを実施していない場合	▲10%
安全管理体制未施設減算	事故の発生または再発を防止するための措置が講じられていない場合	▲5単位
栄養管理の基準を満たさない場合	栄養ケアマネジメントが未実施の場合	▲14単位
看取り介護加算Ⅰ（1日につき）	死亡日以前31日以上45日以下	72単位
	死亡日以前4日以上30日以下	144単位
	死亡日以前2日または3日	680単位
	死亡日	1,280単位
日常生活継続支援加算（1日につき）	入所者の介護度または認知症の自立度が一定の割合以上の場合	46単位
サービス提供体制加算Ⅲ	介護福祉士50%以上の配置等、体制・人材・要件を満たす場合で日常生活継続支援加算を算定していない場合	6単位
介護職員処遇改善加算Ⅰ （1月につき合計単位数に対し）	介護保険法で定められる当該加算の算定要件を満たす場合	1か月の料金の 8.3%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ （1月につき合計単位数に対し）	介護保険法で定められる当該加算の算定要件を満たす場合	1か月の料金の 2.3%

月額利用料金（概算）1ヵ月30日としての計算

介護度	負担限度額認定証				
	2段階（1割）	3段階（1割）	無し（1割）	無し（2割）	無し（3割）
要介護1	56,741円	79,241円	164,441円	184,881円	205,321円
要介護2	58,872円	81,372円	166,572円	189,144円	211,716円
要介護3	61,161円	83,661円	168,861円	193,721円	218,582円
要介護4	63,324円	85,824円	171,024円	198,048円	225,072円
要介護5	65,425円	87,925円	173,125円	202,249円	231,373円

※上記各料金には加算料金、その他の実費費用は含まれておりません。